

農地法第4条・第5条許可申請に関する添付書類一覧表

(申請者名:)

		書類	書類の補足内容 * 十分に、ご確認ください。	取得する 機関・場所	部数	書類	チェック欄
						要 ・ 否	有 ・ 無
○	1	申請書	許可申請書	農業委員会事務局	1部	☐ ・ ☐	☐ ・ ☐
○	2	申請土地の登記事項証明書	全部事項証明書に限る。申請時に3か月以内のもの	法務局	1部	☐ ・ ☐	☐ ・ ☐
△	3	住民票等現住所が確認できる書面	申請者が町外居住者の場合や登記事項証明書の住所と現住所が異なるなど確認が必要な場合 ※個人番号(マイナンバー)の記載がない3か月以内のもの	住民課外	1部	☐ ・ ☐	☐ ・ ☐
○	4	字図(縮尺600分の1程度) ※申請地の隣接が大字・小字違いで複数枚にまたがる場合は全て	・申請地を赤で表示。 ・申請土地及び隣接地の地目外土地の情報や所有者又は耕作者の氏名を記入。接続道路の種類(国/県/市/里道/私道)を記入 ・一筆のうち一部を転用する場合、転用場所、面積が特定できる実測図等	法務局	1部	☐ ・ ☐	☐ ・ ☐
△	5	定款若しくは寄付行為の写し 又は法人登記事項証明書	申請者が法人の場合	法務局	1部	☐ ・ ☐	☐ ・ ☐
△	6	隣接農地所有者等の同意書	隣接農地所有者又は耕作者からの同意書	—	1部	☐ ・ ☐	☐ ・ ☐
△	7	土地改良区等の意見書	申請に係る農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書(意見を求めた日から30日を経過してもなおその意見が得られない場合には、事由を記載した書面) ※地元管理水路の場合は水路管理者の意見書	土地改良区等	1部	☐ ・ ☐	☐ ・ ☐
△	8	他法令の許認可の書類(写) ※当該事業に関連して法令の定めるところにより、許可、認可、関係機関の議決等を要する場合においてこれを了しているときは、これを証する書面	都市計画法・盛土規制法・消防法・墓理法・砂利採取法・森林法・自然公園法・老人福祉法・児童福祉法・道路法・法定外公共物の管理に関する条例 等 ※開発行為に該当する場合は開発許可本申請受付の確認ができる書類又は開発行為適用除外の証明書の写しを添付	関係機関	1部	☐ ・ ☐	☐ ・ ☐
○	9	転用計画を確認できる図面等	土地利用計画図(敷地配置)、造成縦横断面図、実施平面図・立面図、雨水・污水経路図	—	1部	☐ ・ ☐	☐ ・ ☐
○	10	当該事業に係る事業計画書	事業用地としての利用を計画する場合は、現在の状況、転用後の状況について必要性が具体的に判断できるようまとめて添付	—	1部	☐ ・ ☐	☐ ・ ☐

	11	代替地検討理由書 ＊農地区分が第2種農地の場合	検討を行った土地の地番、地目、地積及び断念した理由	—	1部	☐ ・ ☐	☐ ・ ☐
○	12	資金調達明細書	見積書及び資金証明書の金額合計を記入したもの。	—	1部	☐ ・ ☐	☐ ・ ☐
△	13	見積書	造成費・建築費等の明細書(税込)写し可 工事着工予定日が見積書有効期限内であるもの。	工業者等	1部	☐ ・ ☐	☐ ・ ☐
△	14	資金証明書	資金証明書の取扱い(裏面)を参照	金融機関等	1部	☐ ・ ☐	☐ ・ ☐
△	15	売買契約書(写)	土地売買を伴う場合	—	1部	☐ ・ ☐	☐ ・ ☐
△	16	賃貸借(使用貸借)等契約書(写)	賃貸借・使用貸借権等で転用申請をする場合	—	1部	☐ ・ ☐	☐ ・ ☐
○	17	申請土地付近の見取図	申請地を赤で表示。付近見取図は住宅地図等の写し。	—	1部	☐ ・ ☐	☐ ・ ☐
△	18	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意書等	「転用行為の妨げとなる権利」とは農地法第3条第1項本文に掲げる権利。抵当権や地役権が付されている場合は関係権利者が同意していることを確認できる書面を添付	関係権利者	1部	☐ ・ ☐	☐ ・ ☐
△	19	水利権者の同意書	取水、排水に係る水路管理者等の同意が必要な場合 (工業用水の取水、排水の場合も同様)	関係機関又は権利者	1部	☐ ・ ☐	☐ ・ ☐
△	20	占用許可書等(写)	道路・河川・法定外公共物(里道、水路)が関係する場合。必要があれば、境界確認に関する資料	関係機関	1部	☐ ・ ☐	☐ ・ ☐
△	21	委任状	官公署に書類を提出する手続きについて、法律で定められた代理人(行政書士)が申請の場合(本人申請の場合は不要)	—	1部	☐ ・ ☐	☐ ・ ☐
△	22	宅地建物取引業者免許証(写)	宅地分譲目的の転用の場合	—	1部	☐ ・ ☐	☐ ・ ☐
△	23	農地法施行規則第10条第1項各号に該当することを証する書面	競売又は公売・遺贈その他の単独行為による場合。 確定判決がある場合	裁判所	1部	☐ ・ ☐	☐ ・ ☐
△	24	始末書	無断転用に伴う追認申請の場合、必ず添付(転用の時期、事情等を詳細に記載)	—	1部	☐ ・ ☐	☐ ・ ☐
△	25	その他参考となる書類	上記以外の書類の添付をお願いすることがあります。	—	1部	☐ ・ ☐	☐ ・ ☐

(令和7年8月改版)

- ① 開発行為及び盛土申請等の他法令の許認可が必要な場合は、事前、または、同時申請をお願いします。
- ② 5条転用者の住所が玖珠町以外の場合、申請時に住所・氏名が確認できるもの(免許証等)の提示をお願いします。
- ③ 「農業振興地域の農用地区域(農振)」と「地域計画」については、事前に農林課で確認・手続きを行い、除外や変更の決定後に、転用申請を提出してください。
- ④ 申請書類は、原則1部提出ですが、正副2部(副はコピーで可)を提出いただく場合があります。
- ⑤ 申請書の提出期限は毎月末日の前日(末日が土・日・祝日の場合には、その前の開庁日の前日)です。
提出期限は月により変わりますので、必ず事務局で確認してください。
- ⑥ 申請提出後、農業委員との現地確認に立会っていただきます。

■ 農地転用許可申請書に添付される資金証明書について

資金証明書は、資金を要する転用事業に係るすべての転用許可申請書に添付が必要です。

各種資金証明書に有効期限の記載がある場合は、受付日時点において、記載された有効期限以内のものに限ります。

- (1) 金融機関の残高証明書：申請時点における申請者の残高情報と相違ないことを証明したもの。

また、複数の金融機関の残高証明書を添付する場合は証明日が同一日のもの。

- (2) 金融機関等の融資証明書、または、融資可能額証明書

- (3) 金銭消費貸借契約書の写し：融資額、返済期間、返済方法、利率等が記載されたもの。

- (4) 預貯金通帳の表紙及び最終ページの写し：申請時点における申請者の通帳情報と相違ないことを証明したもの。

- (5) Web口座の残高がわかる書面(以下①～⑤が明確に確認できるもの)：申請時点の申請者の口座情報と相違ないことを証明したもの。

① 金融機関名 ② 口座番号 ③ 口座名義人 ④ 口座残高 ⑤ 口座残高の時点(日付)

- (6) 申請者が、申請者以外の資金証明書で申請する場合は、次の書類の提出が必要です。

◆ 融資証明書 ◆ 承諾書

- (7) その他町長が認めるもの

《申請書添付書類記載の留意事項》

申請面積がその申請目的実現のため必要最小限度の面積であること。

(1) 住宅用地

□ 申請面積は、申請目的実現のため必要最小限度の面積とすること。

① 法令等の許認可等の見込みがあること。 ② 敷地面積の目安は、一般個人住宅500㎡以内、農家住宅は1,000㎡以内

(2) 資材置き場

① 必要な資材の量から算定して必要最小限の面積とすること。 ② 配置図には具体的な資材配置、及び資材名を記入すること。

③ 資材置場を必要とする理由書を添付すること。 ④ 現在の資材置場等の面積及びその利用状況

⑤ 現在の事業所等との位置関係

(3) 駐車場

① 必要な駐車台数から算定して必要最小限の面積とすること。 ② 土地利用計画図等に具体的な駐車台数を記載

③ 駐車場を必要とする理由書を添付 ④ 申請地周辺の駐車場の需要状況

(4) 植林

① 植林をしなければならない理由書を添付 ② 土地利用計画図等に具体的な植林本数、植種を記載

③ 周辺農地への日照・通風等の影響を考慮すること、隣接農地所有者の同意を得ること。

※「山林」への地目変更については、法務局に相談してください。

《転用事業申請に係る留意事項》

① 農業振興地域の農用地区域外でないと農地の転用はできませんので、確認してください（一時転用や農業用施設等を除く）。

② 申請書に記載された事業計画（転用目的、施設の配置、着工及び完工の時期等）に従って実施すること。

※許可日より前に着工することはできません。

③ 一時転用の場合は、申請書に記載された事業の完了日までに農地に復元すること。

④ 上記②・③を遵守しない場合は、文書等による督促や指導を行います。指導でも実施しない場合は、勧告、許可取消、
原状回復等の措置を講ずることがあります。

⑤ 許可後、事業計画等に変更しようとする場合は、遅滞なく農業委員会事務局に相談してください。